

### 3 その他

#### (仮称) 危機管理対策会議の設置について

##### 1 会議の設置目的

危機管理施策の総合的な推進

##### 2 会議の役割

- (1) 防災会議への対応と地域防災計画の運用
- (2) 国民保護協議会への対応と国民保護計画の運用
- (3) 危機管理施策の調整
- (4) 危機管理体制の充実強化

##### 3 会議の構成

副市長を議長とする局長職の会議

##### 4 幹事会

危機管理対策部長を幹事長とする部長職の会議

(参考)

- 国民保護行政の市内部の合意形成等に関する現状  
庁内横断的な合意形成が必要な場合には、課長職により構成する「庁内検討会」を開催し、各局への情報提供と意見集約を行っている。  
平成 18 年度は、国民保護協議会・幹事会に諮る案件の事前調整として 3 回、平成 19 年度は 1 回開催している。